

06 地域主権改革の進展と多様な主体による都市づくり

1 地域主権改革の進展と都市づくり

1999（平成 11）年の地方分権一括法の制定に伴い、都市計画に関する権限委譲が進められ、用途地域の指定などの都市計画決定権限が、政令指定都市へ移譲されるとともに、地方自治法の改正を受け、条例によって、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができることになりました。

2000（平成 12）年には、都市計画法が抜本改正され、線引き制度の選択制の導入など、地域の実情に応じて柔軟に土地利用規制を行う制度が整備され、2002（平成 14）年の同法の改正では、土地所有者等による都市計画の提案制度が創設されました。

その後、2008（平成 20）年から 2009（平成

21）年にかけて開催された地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえて、2011（平成 23）年5月から現在までに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1～10次一括法）の制定に基づく改正が行われ、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担うものとされました。

この中で、用途地域などの都市計画決定権限を、県から市町村へ移譲することなど、基礎自治体である市町村の権限が拡大しました。

都市計画制度の動き

時期	主な動き	都市計画制度見直しの内容
1999 (平成 11)年	地方分権一括法の制定	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域の指定など都市計画決定権限の県から政令指定都市への移譲 県から一定規模の市への事務移譲が可能
2000 (平成 12)年	都市計画法の抜本改正	<ul style="list-style-type: none"> 県の判断による線引き制度の選択制の導入（ただし、本県を含む三大都市圏は義務付け）
2002 (平成 14)年	都市計画法改正	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等による都市計画提案制度の創設
2011 (平成 23)年	第1次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 国の利害に重大な関係がある都市計画を除き、都道府県が都市計画決定する際の国土交通大臣との同意を要する協議の廃止 市の都市計画決定に係る都道府県との同意を要する協議についての同意の廃止
2011 (平成 23)年	第2次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> 区域区分、都市再開発方針、高速自動車国道及び一般国道 等 すべての市町村へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> 用途地域、10ha以上の風致地区及び4車線以上の市町村道 等
2013 (平成 25)年	第3次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村が都市計画決定した際の図書の写しの送付について、国土交通大臣への送付の廃止
2014 (平成 26)年	第4次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画
2015 (平成 27)年	第5次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し
2016 (平成 28)年	第6次一括法*	-
2017 (平成 29)年	第7次一括法*	-
2018 (平成 30)年	第8次一括法*	-
2019 (令和 元)年	第9次一括法*	-
2020 (令和 2)年	第10次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止

*第1～10次一括法は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に基づく改正

資料 地方分権一括法の概要（第1次～第10次）（出典：内閣府地方分権改革推進室資料）内閣府地方分権改革推進室より

2 多様な主体による都市づくり

2002（平成 14）年の都市計画提案制度の創設によって、土地所有者やまちづくり分野のNPO法人（特定非営利活動法人）等が、都市計画の提案を行うことができるようになったことで、地域住民がより積極的にまちづくりに取り組める仕組みができました。県内のまちづくり分野のNPO法人の数は、2020（令和2）年3月31日現在で、941団体が認証されるなど、まちづくりの担い手も広がりをみせています。

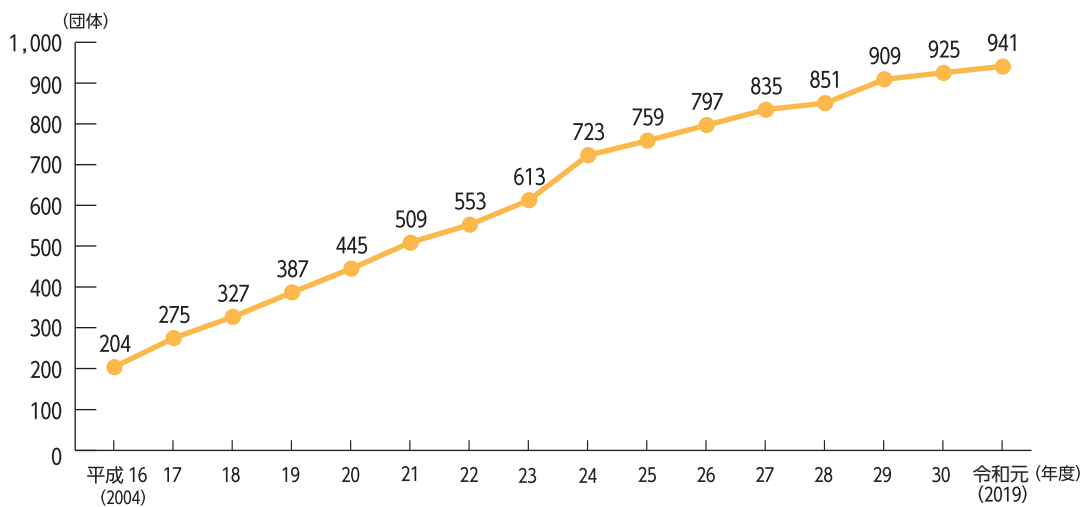
近年、コミュニティの形成や住民主体のまちづくりに対する関心が高まっており、若者から高齢者まで多

様な世代が参画できる都市づくりが求められています。

また、社会問題の解決を目的としたソーシャルビジネス、特にコミュニティの課題に対応したコミュニティビジネスの取組みなど、民間主導のまちづくりも盛んになっています。

そのため、地域のまちづくりは県民やNPO、企業などとの協働による地域主体で進めるまちづくりと行政の担う都市づくりとが協調していくことが重要な課題となっています。

まちづくり分野のNPO法人数の推移



神奈川県 NPO協働推進課より

コミュニティ経済社会の実現に向けた取組み

地域の課題解決やニーズを満たす地域密着型ビジネスとして注目を浴びているコミュニティビジネス。茅ヶ崎市では、まちづくりNPO法人「湘南スタイル」が活動しています。

「湘南スタイル」では、「みんなが喜ぶしくみづくり」の活動スタイルのもと、事業者及び市民が、それぞれの持つ地域課題解決についてプロジェクトを通じて行っています。例えば、「湘南ワンハンドレッドプロジェクト」では、自分らしい100年ライフを探す現役世代のための相談機能や、多世代の活動機会の創出などを行っています。

また、「ふれあい畑塾」では、耕作されていない農地が増えていることが地域の課題として顕在化していたことから、これらの農地を使った「畑塾」を運営しているほか、食や農に関するイベントやワークショップを行っています。



NPO法人 湘南スタイルより